

2020年には新型コロナウイルスが世界中に蔓延しました。日本でも医療崩壊が起きてきています。日本は欧米諸国に比べ、病床はたくさんあるのですが、集中治療室などの病床や看護師の数が圧倒的に足りていません。こんな状況で国は地域医療を守ってくれるはずもなく、より一層、国家権力で再編と医療資源の集中をすすめ、従わなければ罰すら受けそうな状況です。

このように介護保険の創設、健康保険料の値上げと医療費の自己負担増、市町村合併の推進、地域包括ケアの推進、診療報酬の改定などの多方面の政策により、地域の小さな病院の再編閉鎖が着実に進行しています。国の政権が変わろうが、この25年一貫して行われており、旭川近郊でも、上川町、



幌加内町、沼田町、東川町、妹背牛町などが病院から診療所になっています。町立和寒病院もスタッフが確保できなかったこともあります。持ちこたえられずとうとう閉院に至りました。

町民の皆様、病院職員の皆様、旭川赤十字病院などの旭川、士別、名寄の医療関係者の皆様のおかげで、25年間何とか救急病院を維持出来ました。本当に感謝しかありません。ありがとうございました。

病院だより

年 金 あ れ こ れ

～こんなときには国民年金の届出を～

国民年金の加入と保険料の納付はお忘れなく

国民年金は、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、保険料を納める制度です。職業などにより3種類に分類され、加入方法や納付方法が異なります。

種 別		納付方法
第1号被保険者	自営業や学生など	ご自身で納付します。 (加入手続き後、納付書が郵送されます)
第2号被保険者	会社員(厚生年金)、公務員(共済組合)の加入者	勤務先が納付します。 (給料から差し引かれます)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	ご自身での納付は不要です。 (配偶者が加入する制度が負担します)

※第1号被保険者の方で国民年金保険料が困難な場合は、免除申請ができます。

次のようなときは手続きが必要です。

届出が必要なとき	異動の内容	手続きに必要なもの
●厚生年金加入者が会社等を退職した	第2号被保険者→第1号被保険者 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	印鑑、年金手帳、退職日のわかる書類(資格喪失証明書、離職票など)
●配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金の資格を喪失した ●配偶者の扶養からはずれた	第3号被保険者→第1号被保険者	印鑑、年金手帳、扶養からはずれたことがわかる書類(資格喪失証明書など)

お問合せは住民課お客さま窓口係 (TEL32-2500) まで